

海外経済要録

国際機関

◇IMF、IBRDなど、総務会

IMFならびにIBRDおよびその附属機関の総務会は、9月7日から11日まで東京において開かれた。国際流動性問題および低開発国問題が討論の焦点であったが、採択された決定のおもなものは以下のとおりである。

(1) IMF割当額の調整についての決定

IMF年報において割当額増額の問題が提起されたこと、いずれにしても1964年末には5年ごとの再検討の時期を迎えること、および多くの総務がこの問題につき意見を述べたことにかんがみ、理事会は、割当額調整の問題について検討を進め、総務会に対しすみやかに適切な提案を行なうこと。

(2) IBRD関係

イ. IBRDの純益金の使途についての決定

IBRDの前年度(本年6月末に終わる1年間)純益金97.5百万ドルのうち50百万ドルをIDA(国際開発協会)に移転すること。

ロ. IBRDからIFC(国際金融公社)への融資についての決定

IBRDの資金の一部をIFCを通じて政府保証を必要としない融資に振り向けるため、IBRDおよびIFCの協定を改正してIBRDがIFCに融資できるようにすること。これらの協定改正案はいずれ郵便による投票に付される。

ハ. 投資紛争の処理についての決定

締約国と他の締約国国民との間に生じる投資紛争を仲裁あるいは調停する制度・手続きの創設を目的とする国際条約案を、IBRD理事会において作成すること。なお、この件については、総務会席上フィリピン、イラク、および中南米19か国が反対の意向を表明している。

米州諸国

◇米国、IMF資金引出し

米国は、9月1日、50百万ドル相当額の欧州5通貨をIMFから引き出した。これは、さる7月新たに締結さ

れた500百万ドルのスタンドバイ取決めに基づく引出しとして初めてのものである(本年2月および5月に行なわれた旧取決めに基づく引出しに続いて通算3回目)。この引出しの結果、米国のIMF引出し累計は300百万ドルとなった。今回の引出しも、その目的は前2回と同様であり、IMF既引出額をドル以外の交換可能通貨で返済しようとする他国(今回はイタリア)に対し、その保有するドルを対価に他の交換可能通貨を供給するためのものである。

◇連邦準備制度、「基本準備ポジション(Basic Reserve Position)」と呼ぶ新金融指標を採用

連邦準備制度は、短期金融市場の動向をいっそう正確に把握することを目的として、主要銀行46行(ニューヨーク8行、シカゴ5行、その他33行)について新たに「基本準備ポジション」と呼ぶ指標を毎週作成し、これを月報(本年8月号から)に発表することとした。その算式は次のとおりで、従来の自由準備を基礎にフェデラル・ファンド(Federal Fund)取入れ・放出超過額を調整したものである。

基本準備 = 過剰準備 - (連銀借入 + 銀行間フェデラル・ファンド取引差額)。

1950年代にはいつてから、商業銀行の準備補てんまたはその過剰準備の一時的運用手段として、フェデラル・ファンド取引が盛んとなり、その取引額も著しく増大してきた。フェデラル・ファンド取引は過剰準備がある銀行から他行へ移転するものであるから、銀行組織全体の自由準備額は変化しない。したがって、多額の準備不足額をフェデラル・ファンド取入れで埋めている銀行があり金融市場に緊張が生じていても、従来の自由準備統計ではこれを把握できない。このようにフェデラル・ファンド取引の増大に伴い自由準備統計の感度が鈍ってきたのが、「基本準備ポジション」採用の理由である。

この新指標とともに、上記46行のフェデラル・ファンド取引および政府証券ディーラーとの取引に関する統計も発表されることになったが、この46行はフェデラル・ファンド取引総額のうち取入れの%、放出の%を占めており、同市場の動向をかなり正確に示すものとされている。

連邦準備制度は、これらの新しい諸指標を即存の諸統計とともに、①短期金利の変化の可能性、②政府証券ディーラーの資金需要動向、③金融市場に重大な影響を及ぼすような潜在的圧力が銀行の準備ポジションに加わっているかどうか、などについての判断の一助とする意向である。

基本準備ポジションおよび関連指標

(1964年7月1日に終わる1週間)

(単位・百万ドル、週間平均計数)

	備考	46行 合計	その他				
			ニュー ヨーク 8行	38行	シカゴ 5行	その他 33行	
基本準備ポジション	過剰準備額①	28	25	3	5	8	
控	連銀借入れ額②	56	10	46	19	27	
除	銀行間フェデラル・ファン ド取入れ(+)/放出(-)超額③	⑥-⑦ または ⑨-⑩	375	258	117	91	25
ネット	基本準備過(+)/不足(-)額④	①-② ③	-403	-243	-160	-116	-44
	平均所要準備額に対する 比率⑤	4.3%	6.4%	2.8%	12.2%	0.9%	
銀行間 フェデラル・ ド取引	総取引 取入れ額⑥	1,698	936	762	187	574	
	放出額⑦	1,324	678	645	96	549	
	取入れ、放出重複額⑧	1,002	625	377	96	281	
	ネット取引 取入れ超銀行取入れ額⑨	⑥-⑧	696	312	385	91	293
	放出超銀行放出額⑩	⑦-⑧	322	54	268	-	268
改訂との 関係 取引	ディーラーに対する貸付⑪	1,087	952	134	-	134	
	ディーラーからの借入れ⑫	76	76	-	-	-	
	ディーラーに対する貸付超 過額⑬	⑪-⑫	1,011	877	134	-	134

◇米国、1964年第2四半期の金売買高

米国財務省は9月8日、本年第2四半期における外国公的機関との金売買状況を発表した。それによると、同期中95百万ドルの買入超となっているが、四半期計数が買入超となったのは1961年第2四半期(179百万ドル)以

1964年第2四半期の米国金売買高

(—は米国の純売却、+は純買入れ。単位・百万ドル)

	1964年 第2四半期	1964年度 (1963.7~ 64.6)	1963年度 (1962.7~ 63.6)
フランス	- 101	- 518	- 518
スイス	- 30	- 30	+ 5
オーストリア	- 23	- 88	- 136
英国	+ 221	+ 535	+ 69
ブラジル	+ 28	+ 54	+ 104
西ドイツ	-	- 200	-
イタリア	-	+ 200	-
その他	0	- 81	- 160
合計	+ 95	- 128	- 636

来初めてである。これは恒例のフランスに対する売却超(1億ドル)にかかわらず英国からの買入超(おもに金プール買超額のうち米国のシェアとみられる)が221百万ドルと最近にない巨額に達したことによるものである。

欧州諸国

◇OECD、資本移動自由化コードの改正

OECDでは、昨年来貿易外取引委員会を中心に資本移動自由化コードの改正について検討を続けてきたが、7月28日の理事会で改正案を最終的に採択した。改正の主要点次のとおり。

(1) 柔軟性のある自由化義務項目の導入

従来コードは自由化義務項目のほか自由化努力項目を設けていたが、これを廃止して、その代りに「自由化義務はあるが、一度自由化して後日事情が悪化した場

合には自由化を取り消しうる」という柔軟性のある自由化義務項目を新しく導入した。すなわち、改正コードでは、全項目に自由化義務を課するが、これをA表とB表に区分し、A表は従来自由化義務項目と同様、一度自由化した場合にはこれを撤回できないものとし、B表は一度自由化した場合でも後日これを修正、取り消しうるものとした。

(2) 自由化義務項目の拡大

新たな自由化義務項目が上記A、Bの両表にわたり追加された。すなわち証券の上場、不動産の売却、保証がA表に、証券の発行、非上場証券の売買、不動産の建築・購入がB表に、それぞれ追加された。これらは、証券の上場を除き、いずれもEECの資本移動自由化指令の対象となっており、これをOECDが取り入れたものである。

また、既存の項目についても、自由化義務の範囲が拡大された(たとえば個人資本の移動、生命保険金の支払など)。

(3) 直接投資の定義の明確化と例外規定の改正

従来コードでは直接投資の定義が定められておらず各国の解釈にゆだねられていたが、これを調整して新

たにOECDとしての定義が作られた。すなわち、直接投資とは「ある企業と永続的な経済関係を樹立することを目的として行なわれる投資で、とくに当該企業の経営に実際の影響を及ぼす可能性のあるようなもの」をいい、その具体的な形態は次の三つである。

- イ. 全額出資の企業、子会社または支店の設置もしくは拡張および既存企業の完全取得
- ロ. 新設または既存の企業への参加
- ハ. 長期貸付(5年以上)

また、従来のコードでは、直接投資の自由化義務について例外規定がついており、「例外的状況にあるため、その取引が自国の利益に有害と認められる場合には承認を与えなくともよい」となっていた。このため加盟国によっては、この例外規定を拡大解釈し、留保を付さずして相当大幅な規制を行なっていた例もみられ、この点いかなる規制の実施が留保を要するかもきわめてあいまいであった。今回の改正は、かかるあいまいな例外規定をより厳格なものに改めたもので、「当該取引の金額その他の理由により、特定の取引または送金が当該加盟国の利益に例外的に有害な影響をもつ場合」にのみ自由化義務を免れることとなった。すなわち、新しい例外規定は、一般的な規制を行なうためにはこれを援用できず、特定の案件について特定の理由がある場合だけにその援用が限られるのである。しかも、援用する場合には、その都度直ちにその理由を付してOECDに通告しなければならず、貿易取引委員会がこれを検討し、適宜理事会に報告することとなった。

◇OECD、ベルギー経済に対する年次報告

ベルギー経済に対するOECDの年次報告がこのほど発表された。同報告は主として1964年中の経済見通しに重点を置き、要旨次のごとく述べている。

(1) ベルギー経済は、労働市場のひっ迫にもかかわらず1964年中さらに拡大を続け、GNP成長率は63年の4%から5.7%に達するであろう。なかでも工業生産は建築部門の著しい活況から大幅な上昇(工業における付加価値額は実質7%増)が予想されるが、反面農業サービス両部門の上昇率は前年と同水準にとどまろう。

民間投資は、63年中0.5%増にとどまったが、64年には7.5%の著しい拡大を示すとみられる。また外国貿易は、輸出入とも拡大基調を続け、64年中輸入は10.5%増、輸出は11.5%増と、いずれも前年並みの増加率を維持しよう。この間、物価は卸売が4%、小売が3.5%の上昇を示すとどまると思われる。

(2) 問題は労働力不足が昨年に引き続き本年中也さらに

強まると予想されることがある。労働力ひっ迫の結果賃金は本年中8%の急上昇を示すと思われませんが、他方生産性の急速な上昇も見込まれるので、賃上げが直ちにインフレ圧力になるとは思われない。しかし所得の増大を妥当な水準に維持するため、政府、企業、労働組合の3者が相互に協力することが望ましい。

(3) 以上の事情からみて、現行の目標成長率(1962~65年中のGNP年間成長率4%)を削減したり、現在実施中の安定化計画をさらに強化するほどのことはないように思われる。

(4) なお、ベルギーにとって基本的問題は、財政収支が引き続き均衡を維持していない点にある。財政収支の均衡は、今後経常支出を削減することによって達成されると思われるが、他面、経済成長を持續するためには財政投資の増大が必要であり、したがって税制改革により歳入の増加をはかる必要がある。

◇OECD、スペイン経済に対する年次報告

9月上旬発表されたOECDのスペイン経済に対する年次報告の概要は次のとおり。

(1) 昨1963年来、農業の豊作と建築部門を中心とする工業生産の拡大傾向持続により、国内総生産は順調な伸びを示している(昨年中、名目11%、実質7%の増加)。需要面では農家所得の増大、海外移住労働者の国内送金により消費が増大し、これがさらに非農業部門の雇用増大をもたらしている。この間、政府支出、民間企業投資もかなり増加したが、政府の輸入促進策もあり、1962年来根強かったインフレ圧力は最近に至りやや鎮静気配に転じている。

貿易面では、輸入が昨年中25%の大幅増加を示したため、輸出の好調にもかかわらず年間の貿易収支赤字は10億ドルに達した。しかし外人観光客の増加、国内送金などにより金外貨準備は漸増し(昨年中約0.8億ドル)、本年5月末には11.5億ドルに達している。

以上の諸情勢から判断して、スペイン経済は消費需要、建築投資を中心に拡大を続けるものと予想される。輸出の好転が見込まれるため金外貨準備はさらに増大しよう。

(2) 今後安定成長を維持するためには以下の政策が必要と思われる。

イ. 物価上昇を抑制するため、食料品を中心とする輸入促進策を引き続き実施し、建築部門での新規の需要増大を抑えること。

ロ. 合理化投資により国内工業製品の競争力を強化すること。

ハ. 経済開発4ヵ年計画(1964~67年)に沿って農村人口の他部門への移動を円滑に促進する一方、1戸当り農業規模を拡大し農業生産性を向上させること。

◇ EEC委員会、英仏企業の販売協定を承認

EEC委員会は、かねて英国 Vitapro 社とフランス Nicholas Frères 社との製品(整髪香料)販売協定につき、ローマ条約第85条(カルテル禁止条項)との関連を審査してきたが、8月上旬同協定はローマ条約第85条に違反しない旨の結論を発表、同協定を正式に認可した。EEC委員会は、従来から域内企業の域外企業との業務提携が域内市場に与える影響を重視してきただけに、今回英仏民間企業間の協定に同委員会が弾力的な態度を示したことが注目されている。

両社の協定の内容は骨子次のとおりである。

(1) Nicholas Frères 社はかねて Vitapointe 社(フランス)を吸収合併していたが、この旧 Vitapointe 社のEEC域外所在資産を Vitapro 社に売却する。旧 Vitapointe 社のEEC域内資産は依然 Nicholas Frères 社が保有。

(2) Vitapro社は今回獲得した Vitapointe 社の商標を使用した商品をEEC域内では販売しない。また、同社は今後5年間は他の商標の商品も域内では販売しない。

EEC委員会としては今回の協定は、両社の製品をEEC域内で同一商標の下に売り出すことを禁止しているだけであって、当面域内の市場分割を招来するものではないと判断し、ローマ条約の条項に違反しないという結論を下したものと伝えられる。

◇ ECSC諸国鉄鋼業の近況

ECSC諸国の鉄鋼業は昨年後半以降、かねての合理化投資が生産力効果を発揮しはじめた一方、とくに域外諸国からの需要増大により、全体として活況に転じている。まず生産は本年1~7月中、前年同期比12.1%の増加を示した(西ドイツ18.1%、フランス11.1%、オランダ12.3%、ベルギー15.7%、ルクセンブルグ12.9%それぞれ)

ECSC 6か国の鉄鋼生産・輸出の推移

(単位・生産は千トン、輸出は百万ドル)

	1962年	1963年	1964年 1~6月	前年同期比 (%)
生 鉄	53,712	53,208	29,556	+ 12.4
産 粗 鋼	73,008	73,212	40,716	+ 12.3
輸 出	1,813	1,654	* 438	+ 18.7

* は1~3月。
資料：EEC統計。

れ増加、イタリアのみ7.3%減少)輸出(域内外計)も第1四半期中、前年同期に比し19%の増加を示している。このためひとところ沈滞していた企業の設備投資意欲はかなり強気に転じ、本年上半期中の設備投資計画は総額433百万ドルに達した(従来の半年ベース実績は1963年65百万ドル、62年276百万ドル)。

◇ 英国、ソ連向け長期延払輸出に初の認可

英国政府は、9月上旬初のソ連向け長期延払輸出に関連して、下記の延払借款を認可した。

- (1) 輸 出 者——Poly-Spiners 社(英国最大の化学会社 Imperial Chemical Industries の子会社である Stone-Platt Industries 社と建築会社 John Brown 社の合弁会社)
- (2) 輸 入 者——ソ連機械技術輸入公団(シベリアのクスノヤルスクにポリエステル工場建設のため輸入)
- (3) 輸出品目——ポリエステル工場プラント、総額30百万ポンド
- (4) 延払借款——

イ. 供与者……Midland Bank ほか主要銀行と英国保険輸出金融会社(Insurance Export Financial Company, 62年1月民間保険会社で組織)による借款団

ロ. 享受者……輸 入 者

ハ. 金 額……輸出総額30百万ポンドのうち頭金6百万ポンドを除く24百万ポンド

ニ. 期 間……15年

ホ. 金 利……7年目まで年5.5%(Midland Bank ほか銀行団が供与)

8年目以降年6.5%(英国保険輸出金融会社が供与)

ヘ. その他……上記延払借款団は、延払借款に際して英国政府輸出信用保証局(Export Credits Guarantee Department)の保証をうける。

なお、英国の政府輸出信用保証局の保証に基づく共産圏向け延払輸出としては、今回の延払輸出は本年6月のチェコスロバキア向け肥料工場プラント輸出(4百万ポンド、12年、金利5年目まで年5.5%、6年目以降年6.5%、借款幹事銀行 Lazard Brothers & Co. Ltd)に次ぐ2回目のものであるが、これらはいずれも不当な輸出競争を信用保証の面で規制(原則として輸出信用保証期間は船積み後5年以内)しているベルン・ユニオン Uniond'

Assureurs Pour Les Credits Internationaux、加盟国18か国)の申合せに抵触するのではないかと批判が、他の諸国間に少なくない。

◇西ドイツ、消費者信用の新規制

西ドイツ連邦信用監督局(Bundesaufsichtsamt für das Kreditwesen)は9月上旬、新消費者信用規制を決定、直ちに金融機関に通告した。今回の措置は、従来の規制措置が不備であるうえ、必ずしも厳格に守られていなかった事情にかんがみ、いっそう正常な消費者金融の発展と消費者の保護を意図して実施されたもので、格別の金融政策的意図はないとみられる。新規制方針は下記の5点からなっている。

(1) 信用供与期間は原則として、最長24か月とする。例外的に24か月をこえる信用供与も認められるが、その場合の信用供与期間は購入消費財の正常な耐用年数をこえるものであってはならない。

(2) 消費者信用は、顧客が適度の頭金を支払った場合にのみ供与されるべきものである。頭金率は、顧客の資力、信用供与期間、物資の耐用年数と調和のとれたものでなければならない。

(3) 信用の返済については、毎月一定率で行なわれるべきことを契約しなければならない。

(4) 顧客の実質金利負担は、信用仲介人が介在する場合でも過度に高くなってはならない。消費者信用が仲介人の斡施により供与された場合は、当該金融機関は仲介斡施料を顧客に明示する必要がある。

(5) 金融機関は、消費者信用供与の契約締結以前に、その徴求金利を顧客に明示しなければならない。

◇西ドイツ、ソ連・東欧向け輸出信用規制の緩和

このほど、西ドイツ政府は、ソ連・東欧向け輸出信用供与につき、骨子下記のとおりの新規制を決定、直ちに実施に移した。

(1) 本年3月の連邦議会外国貿易委員会(Bundestags-Aussenhandelsausschuss)の勧告に従い、今後ソ連および東欧向け輸出につき5年以内の輸出信用供与は、州経済大臣の権限で承認しうることとし、連邦経済大臣による格別の承認を必要としない(従来は州経済大臣限りで承認できるのは5か月以内の信用に限られていた)。

(2) ただし、政府の輸出信用保証は、従来どおりポーランド、ハンガリア、ルーマニアおよびブルガリア向け輸出についてのみ与えられる。

今回の措置は、輸出業者の希望に沿って行なわれたも

のではあるが、ソ連向け輸出信用(共産圏向け輸出の約3割を占める)については、ヘルメス(西ドイツの有力保険会社)による保険が付けられていないので今後大幅に増加する可能性はないとみられている(ヘルメスからの被保険限度は、ハンガリア、ブルガリア向け輸出各50百万マルク、ルーマニア向け輸出100百万マルク、ポーランド向け輸出50百万マルク)。なお、1963年中の実績でみたソ連および東欧諸国向け輸出の西ドイツ輸出総額に占める割合は3.0%となっている。

◇フランス、1965年度予算案を発表

フランス政府は9月16日、明1965年度(暦年)予算案を発表した。その概要は次のとおり。

(1) 財政支出の増加率を、明年の予想GNP増加率(6.28%、名目)とほぼ同程度の6.85%増(名目)に押え、35年ぶりの黒字予算(総合収支は12百万フランの黒字)を組んだ。

(2) 支出の重点を生産的投資(+9.5%)および社会資本の拡充(道路+18%、電信電話+11.5%)におく一方、軍事費の増加抑制(+5.3%)に努めた。軍事費の増加率が総支出の増加率以下となったのは1926年以來のことである。

(3) 総額7億フランの減税を行ない、減税率を低額所得者に厚く高所得者に薄くすることとした。

フランス予算案の推移

(単位・億フラン)

	1963	1964	1965	64年度比 増 減
国家財政予算				
歳 出				
一般民政費	511.5	570.2	614.3	+ 44.1
財政投資	71.9	90.4	98.9	+ 8.5
戦災復興費	8.5	4.2	2.5	- 1.7
軍事費	185.5	198.3	208.1	+ 9.8
特別勘定	- 1.1	- 1.8	- 2.8	- 1.0
計	776.3	861.3	920.9	+ 59.6
歳 入	770.5	866.6	977.3	+110.7
歳出(→)入超(A)	- 5.8	5.3	56.4	+ 51.1
融資予算				
支出				
標準住宅建築	25.7	29.5	36.5	+ 7.0
貸付	30.5	28.4	25.6	- 2.8
経済社会基金				
その他共計	75.3	65.3	69.2	+ 3.9
回 収	11.4	12.7	13.0	+ 0.3
融資純支出(B)	63.9	52.6	56.3	+ 3.6
総合収支(A)+(B)	- 69.7	- 47.3	0.1	+ 47.4

(4) 資本市場育成策の一環として、有価証券所得に対する課税をさしあたり年収 500 フラン以下の場合には免除し、証券取引所における印紙税の税率を引き下げることとした。

◇イタリア、中小企業特別融資基金の設置

8月30日、政府は経済危機対策(前月号「要録」参照)の一環として、現下の生産停滞を打開するため「中小製造工業に対する特別融資基金」を設置する法案を議会に提出することを決めた。同法案の要旨は次のとおり。

(1) 同基金は、既存のIMI(イタリア興業銀行)に委託運営させる。

(2) 政府は、さしあたり1964年7月1日から12月までの期間について500億リラを基金に出資する。今後、経済情勢の推移を勘案し、かつ「信用および貯蓄に関する閣僚審議会」の決定に基づき、上記IMIに対し総額500億リラまでの中期債券(期間20年未満、元利払いは政府保証)の発行を認め、発行代り金は同基金に振り込ませる。

(3) 同基金は、中小規模の製造工業に対する直接貸付、手形割引、増資引受けなどを主要業務とする。

◇イタリア、投資信託制度の導入

9月7日イタリアに初めて投資信託制度を導入する法案が発表された。投資信託の導入は、ここ数年来各関係筋から要望されていたもので、さる7月末に成立した第2次モロ内閣が民間投資を促進するため、経済政策の一環としてその具体化を急速に進めたものである。同制度導入の背景には、資本市場の異常な低迷が生産活動停滞の一因となっており、また経済全体にデフレ・ムードが高まっていたという事情があった。なお、イタリアはこれまで先進工業国中、投資信託制度をもたない唯一の国であった(フランスは本年2月に導入)。

今回発表された法案の骨子は次のとおり。

(1) 投資信託を運営できる会社は、直接税納税登録簿に登録されている投資会社および10億リラ以上の資本金を有する株式会社組織の金融機関に限る。

(2) 投資信託の運用形態は、政府および民間の証券への投資、同証券の管理および売買、これらの取引から生ずる利益金による証券への再投資などとする。

(3) 投資信託基金への投資は個人(physical person)に対してのみ許され、また委託者は1人200万リラ以上の投資を行なってはならない。

(4) 外国の取引所に上場されている証券への投資はいかなる場合でも信託財産の10%をこえてはならない。

(5) 投資信託業務については、大蔵省が「信用および貯蓄に関する閣僚審議会」の決定に基づき、これを監督する。

◇イタリア、賦払信用規制法の成立

賦払信用規制に関する法案は9月7日下院を通過、同16日大統領の署名を得た。これによって同法案は、同日以降発効することとなったが同法案の内容は次のとおり。

(1) 頭金率25%、期間2年以内。

(2) 対象品目は、テレビ、ラジオ、録音機、家庭用電気器具、100千リラ以上のモーター・ボートおよび船舶用エンジン、50千リラ以上のカメラ、排気量125cc以上の自動車および運搬機械など。

上記規制法案は、もともと本年2月末、第1次モロ内閣がインフレ対策の一環として議会に提出(原案では頭金率30%、期間1年以内)したもので、その後業界などからの強い反対により前記内容に修正の上、上院を通過(5月14日)、下院に付託されていたが、6月末第1次モロ内閣が総辞職したため同法案の審議は中断、7月末第2次モロ内閣の成立によって今回下院を通過したものである。

◇オランダ、市中貸出規制の適用延長

オランダ銀行は、このほど市中銀行との協定に基づく現行市中貸出規制の適用延長をきめ、本年9～12月の市中貸出増加額を1963年1～6月月末貸出平残の5%以内に押えることとした。本年9～12月の市中貸出規制が、前期(5～8月、期中増加を認めず)に比し若干緩和されたのは、年末需資増高など季節要因を考慮したことによるとみられる。なお、本年8月末の最高貸出規制額が、1963年1～6月の月末貸出平残を100として、すでに113.0となっているので、今回の措置により本年末の規制額は118.0ということになり、昨年末の規制額108.0に比し年間約9%の市中貸出純増が認められたこととなる。

なお、本年各期中における市中貸出の規制増加率は次のとおり(1963年1～6月の各月末平均貸出残高を基準とする)。

1964年	1～4月	5%
〃	5～8〃	0%
〃	9～12〃	5%

(本貸出規制措置の詳細については、6月号「要録」参照)。

◇オランダ、債券流通機構の整備

オランダでは債券取引を促進するため「債券取引促進

協会」の設立が決まり、9月24日発足の運びとなった。同協会には、保険会社、年金基金、貯蓄銀行などの機関投資家のほか、その他の債券取引関係者も多数参加するものとみられている(加盟機関数は380社と予想される)。

オランダにおける債券取引は、近年とみに活発化してきており、とくに民間債券(1年物以上)は、上記機関投資家の好む投資対象となっている(1962年中、金融機関別に総資産運用額中に占める民間債券投資の割合をみると、貯蓄銀行65%、保険会社47%、企業年金基金38%)。しかし、反面債券の市場性は一般的に低く、個人投資家の債券市場への参加はまだ十分とはいえないのが実情であり、また長短金利の均衡化を促すような金利裁定資金の移動も多くは期待できない。かかる債券市場の現状にかんがみ、とくに民間債券の流通機構の整備を主目的として、今回上記の協会が設立されることとなったわけである。

なお、同協会の業務運営方針は大要次のとおり。

(1) 売買債券は既発債券に限る(民間、公共、その他政保債)。

(2) 毎週木曜日のみ営業、加盟機関の債券売買注文を受け付けその消化の便をはかる。

(3) なお加盟機関は同協会を通じなくとも債券売買を行なうことができる。

◇スイス、対イタリア労務者新協定を締結

さる8月中旬、スイス政府はイタリア政府との間の労務者受入れに関する現行協定(1948年6月22日発効)に代え、新労務者協定を締結した。同協定は両国政府の批准書の交換前でも、暫定的に11月1日以降発効することとなっている。今回の協定は、イタリア労務者のスイスにおける待遇改善を主眼として締結されたものであるが、その骨子は次のとおりである。

(1) スイスにおけるイタリア労務者はスイス国民と全く同様の雇用、給与条件を享受しうる。すなわち、職場における身分保証、事故防止、健康保全、住宅供与などに関するスイス国内法規はイタリア労務者にも適用される。

(2) イタリア労務者は従来入国後少なくとも3年間は家族同伴を許されなかったが、今後これを18か月間と改める。

(3) イタリア労務者で、少なくとも5年間継続してスイスの同一職業に従事したものは、以後スイス国内のいずれの地域においても就職でき、かつ転職も許される。

(4) イタリア労務者は従来入国後少なくとも10年間は失業保険加入を許されなかったが、今後これを5年間と改める。

(5) 季節労務者については、5年間毎年継続して、少なくとも45か月間スイスの職業に従事したものは、それ以降毎年本人の申し出により季節的労働に従事することを許される。

◇オーストリア、証券寄託制度の発足

さる9月上旬、オーストリア経済政策審議会(Wirtschaftspolitisches Beirat)は資本市場拡充政策に関する勧告を発表したが、このほど同勧告の線に沿い、証券寄託機関が創設されることとなり、来年早々発足する運びとなった。

同機関は当面 Kontrollbank (同国最有力の市中銀行)内に設置される予定で、証券取引は同行内の当事者勘定の振替えによって処理される(当事者は相互に証券振替証書の授受を行なう)ので、証券管理費用は今後著しく削減されることとなり、その面から同制度はオーストリア資本市場取引の活発化に大いに資するものと期待されている。

◇オーストリア、輸出振興基金の設立

オーストリアでは8月下旬、とくに欧州域外の後進国に対する輸出促進をねらいとする基金が設立された。同基金は、国内企業が輸出市場の維持、開拓のため国外にサービス・ステーションないしは支店を設置する際、これに要する資金を融資するものであり、その運営方針は大要次のとおりである。

(1) 連邦経済協会(民間経済団体)などが総額7百万シリングを拠出。Kontrollbank (ウィーン所在)が一括管理。

(2) 融資額は1件200千~2,000千シリングまで。

(3) 融資期間は5年以内、金利は年率5½%。

◇デンマーク国民銀行、高率適用実施を決定

デンマーク国民銀行では、最近の国内景気の過熱化に対処して6月11日、公定歩合を引き上げ(5.5%→6.5%)たが、8月22日、次の内容の金融引締め措置を10月1日以降実施する旨発表した。

(1) 国民銀行の対市中金融機関に対する貸出が、市中金融機関の資本金と準備金の合計額の25%をこえ、かつ毎四半期中20日(ただし、第4四半期に限り30日)をこえる場合には、当該超過貸出額の21日(ないし31日)以降分について国民銀行貸出金利(注)に6%を加えた高率金利を適用する。

(2) 上記措置の対象となる国民銀行の対市中金融機関貸出は、①納税資金のための貸付などの特殊貸付、②

預金証書担保貸付③デンマーク船舶抵当基金発行の債券担保貸付を除いた手形再割引およびその他の貸付とする。

(3) 国民銀行は、今後必要があると認めた場合には、各銀行ごとに貸出規制を行なうことを考慮する。

(注) 国民銀行の貸出金利	
公定歩合(割引金利)	6.5%
預金証書担保貸付*	6.5%
その他証券および株式担保貸付	最高 7.5%
	最低 7.0%

*預金証書(deposit certificate)は、市中の流動性調節手段として、1958年6月以降国民銀行が従来の商業銀行および貯蓄銀行からの定期預金の受入れに代えて市中(主として商業銀行)に売却しているもの。

国民銀行では、6月11日の公定歩合引上げと同時に市中金融機関を招集して、貸出について今後慎重な態度をとるよう同銀行としては異例の要請を行なったが、市中金融機関の貸出はその後増勢を改めず、6月中には8.3億クローネ増(前年同月中5.1億クローネ増)と年初来月中増加額の最高を示し、また、国民銀行に対する借入依存も月中7.5億クローネ増(前年同月中3億クローネ増)に上り、さらに今後も増加が見込まれるため、今回の引締め措置を実施するに至ったものである。

◇南アフリカの銀行法改正

南アフリカでは、現在銀行法により商業銀行の南アフリカ準備銀行に対する支払準備預金制度(要求払預金の10%、その他債務の3%相当額を準備銀行に対し無利子で預入)および最低流動比率(30%

以上)が定められているが、このほど銀行法を改正して、商業銀行以外の金融機関(ただし割引商社を除く)をもその対象とするとともに、支払準備率および最低流動比率に所要の改定を加えることとした。

新銀行法により、割引商社を除く全金融機関は一律短期負債の8%相当額を準備銀行に預入し、また、短期負債の30%、中期負債の20%、長期負債の5%各相当額を最低流動比率として維持することが義務付けられることとなった。なお、本改正により準備銀行は今後必要のある場合には、市中の短期および中期流動比率をさらに10%

%引き上げる権限が与えられている。

今回の措置は、商業銀行からの強い改正の要求をも考慮のうえ、金融政策手段のいっそうの拡充をねらって実施されたものである。

アジアおよび大洋州諸国

◇東南アジア諸国の援助受入れ

東南アジア諸国で最近、先進国および国際機関から受入れが決定したおもな経済援助は下表のとおりである。

被援助国	援助国 または 国際機関	調印 日付	金額	返済期限	金利(年)	資金用途
インド	米 国(EXIM)	4/23	27 百万ドル	—	—	肥料工場拡充
"	I D A	6/ 9	90 "	50年(10年据置き)	0.75%	鉄道車両、産業機械などの製造プラント輸入
"	米 国(EXIM)	6/23	25 百万	15年(3年据置き)	5.5%	米 国からの機械輸入
"	西 ド イ ツ	6/26	40 百万マルク	—	—	西ドイツからの機械輸入
"	I D A	7/ 6	33 百万ドル	50年(10年据置き)	0.75%	電話設備拡充
"	米 国(AID)	7/ 7	37.8 "	40年(40年据置き)	2%(据置き期間は 0.75%)	自動車製造機械の輸入
パキスタン	"	4/23	49.7 "	"	"	肥料工場建設
"	英 国	5/ 5	14 百万ポンド	(贈)	与)	インドス河流域の開発
"	米 国(AID)	5/11	10.4 百万ドル	40年(10年据置き)	2%(据置き期間は 0.75%)	米 国からのDDT製造設備輸入
"	世 銀	5/14	32 "	20 ~ 25 年	5.5%	港湾拡充、天然ガス輸送管敷設
"	オ ラ ン グ	5/15	40 百万ギルダー	20年(7年据置き)	—	機械など輸入(アンタイドローン)
"	米 国(AID)	5/18	8.5 百万ドル	40年(10年据置き)	2%(据置き期間は 0.75%)	米 国からの発電設備輸入
"	"	5/22	3.8 "	"	"	"
"	I D A	6/11	39.5 "	50年(10年据置き)	0.75%	ハイウエイ建設
"	米 国(AID)	6/17	7.2 "	40年(10年据置き)	2%(据置き期間は 0.75%)	送電設備拡充
"	"	6/22	7.5 "	"	"	鉄道建設
"	ス イ ス	6/23	38.7 百万フラン	10 年	—	スイスからの機械輸入
"	I D A	6/24	35 百万ドル	50年(10年据置き)	0.75%	鉄道建設
"	米 国(AID)	2/26	18.1 "	40年(10年据置き)	2%(据置き期間は 0.75%)	農地開拓
"	世 銀	7/ 1	30 "	"	"	民間工業の育成
"	米 国(AID)	7/10	18.1 "	40年(10年据置き)	2%(据置き期間は 0.75%)	火力発電所建設
"	"	7/13	100 "	"	"	米 国からの鉄鋼輸入
"	"	7/16	2.7 "	"	"	天然ガス供給設備の拡充
"	I D A	7/21	58.5 "	50年(10年据置き)	0.75%	インドス河流域の開発
韓 国	米 国(AID)	5/10	2.4 "	40年(10年据置き)	2%(据置き期間は 0.75%)	上水道建設
南ベトナム	"	4/11	33.5 "	(贈)	与)	農業施設の改善
イ ラ ン	世 銀	6/10	18.5 "	20年(4年据置き)	5.5%	道路建設
フィリピン	"	7/22	20.2 "	25年(5年据置き)	5.5%	上水道建設

◇台湾、民間外資ならびに華僑資本の流入状況

国民政府は、このほど台湾に対する民間外資ならびに華僑資本の流入状況を公表した。これによると、1951年4月から本年6月までの間に認可された外国人の投資は87件、49.2百万ドル、華僑の投資は471件、112.1百万ドルに上っている。投資先を業種別にみると、外資では製業12件、化学11件、食品加工および紡織各8件、電気機器製造7件など、一方華僑投資では化学78件、食品加工71件、紡織41件、運輸26件などがおもなものとなっている。また外資の国別内訳では、日本と米国がともに39件

で大半を占め、以下パナマ3件、スイスと英国各2件、フィリピンとカナダ各1件である。さらにこの期間の外国業者との技術提携認可件数は117件で、国別では日本が78件と米国(25件)を大きく引き離している。

なお国民政府は、最近米国政府が明年7月以降余剰農産物を除くいっさいの経済援助を打ち切る方針を明らかにしてきた事情もあるので、民間外資や華僑資本の流入をいっそう促進するため、目下外資関係諸条例の改正を検討中である。

◇豪州の1964/65年度予算案

豪州政府は、8月11日、1964/65年度予算案(1964年7月～65年6月)を議会に提出した。

本予算案は、同国景気がこのところ一段と上昇傾向を強めている現状を背景に、主として消費抑制の見地から、増税を予定する一方、経常勘定歳出の増加を抑制し、結局18百万豪ポンドの黒字(前年度58百万豪ポンドの赤字)を計上している。その内訳は次のとおり。

(1) 歳入(2,536百万ポンド、前年度予算比14.1%増)

経常勘定は、①所得税の5%還付措置の廃止(10月1日以降実施)、②法人税の2.5%引上げ、③タバコ消費税ならびに自動車販売税(22.5%から25%へ)の引上げ、④国営テレビ聴視料、電話架設料の値上げ、などにより前年度比17%の増収を予定。一方、資本勘定は前年度並みとなっているが、このうち国債発行額は、上記増税に伴う国内応募能力の低下、英国の金融引き締めなど内外における公募環境の悪化から前年度比

8%の減少を見込んでいる。

(2) 歳出(2,518百万豪ポンド、前年度予算比10.4%増)

経常勘定は、インドネシアを中心とする東南アの国際緊張激化に対処した国防費の増加、選挙時の公約である社会保障費の増額(年金支給率の引上げ)にもかかわらず、全体としては前年度比9%の増加に押えている。これに対し資本勘定は、国際償還費の増加のほか、住宅建築、公共事業費の増額もあって前年度比18%の増加となっている。

共 産 圏 諸 国

◇ソ連およびチェコ、英国から長期延払い取付

チェコは、このほど英国から約11百万ドル相当額の化学肥料プラントの輸入につき、12年の長期延払いが認められることとなり、これに関する調印が6月、チェコの輸入公団と英国のラザード・ブラザース商会との間で行なわれた。これに続いてソ連も英国から約80百万ドルに上る化学繊維プラントの輸入について15年の長期延払いの取得に成功し、9月にソ連の輸入公団と英国のカンパニー・ポリスピナスとの間でその調印が行なわれた。なお、ソ連およびチェコなどのCOMECON諸国が、このような長期延払いを英国から受けたことは今回が初めてであり、注目されている。

◇チェコ・ユーゴ、サービス業部門に個人経営を奨励

東欧諸国では産業部門のなかでもとくにサービス業の非能率が問題となっているが、最近一部の国ではこれを改善するための方策が採られており、注目されている。すなわち、チェコではこのほど、協同組合または国営形態で経営されている飲食業、洗濯業、仕立業、時計修理業などのサービス業種について、政府の許可があれば、それぞれ個人経営に移すことが認められることとなったが、一方ユーゴでもこの9月から観光業、ホテル業に対して同様の措置が採られることとなった。ユーゴの場合には、これによってとくに外国人旅行者に対するサービスの改善をはかり、西側からの観光客の誘致、外貨獲得の一助とすることが併わせ考慮されている模様である。以上の措置は、両国当局がサービス向上のためには、経営形態が協同組合または国営よりも個人経営の方がまさっているとの判断に基づいてとられたもので、東欧諸国ではこのように個人経営方式の導入を次第に重視する傾向が生じている点が注目される。

豪州の1964/65年度予算案

(単位・百万豪ポンド)

歳 入	1963/64	1964/65	歳 出	1964/63	1964/65
	年度予算	年度予算		年度予算	年度予算
総 額	2,222	2,536	総 額	2,280	2,518
経 常 勘 定	1,837	2,150	経 常 勘 定	1,912	2,085
税 収	1,550	1,825	社会保険費	411	452
所 得 税	607	746	軍人恩給など	123	116
法 人 税	290	354	国 防 費	252	297
国内消費税	288	318	公 共 投 資	196	201
売 上 高 税	155	178	州 交 付 金	449	480
公 企 業 収 入	181	211	公 企 業 支 出	135	150
そ の 他	106	114	そ の 他	346	389
資 本 勘 定	385	380	資 本 勘 定	368	433
長 期 国 債	300	275	国 債 償 還	90	125
そ の 他	85	111	地 方 公 共 事 業	267	290
			お よ び 住 宅 建 設		
			そ の 他	11	18
			歳入過不足 (A)	58	18